

地方公務員等共済組合法施行規則等の  
一部を改正する省令案

○総務省令第 号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十条の三第二項第一号、第三号及び第四号、同条第三項第一号及び第二号、第七十条の五第一項及び第四項第二号並びに附則第十四条の二第一項並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

(地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法施行規則(昭和三十七年自治省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

(法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして総務省令で定める場合)

第二条の五の五 法第七十条の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第七十条の二第一項に規定する育児休業等(以下「育児休業等」という。)に係る子について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育(以下この号及び第二十条の五の十一第八号において「保育所における保育等」という。)の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合(速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものと組合が認める場合に限る。)

〔一・三 略〕

四 育児休業等の申出をした組合員について法第七十条の四第一項に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

〔イ・ロ 略〕

五 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

〔イ・ロ 略〕

ハ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。以下同じ。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

〔2 略〕

(法第七十条の三第二項第一号の総務省令で定める者)

第二条の五の七 法第七十条の三第二項第一号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 組合員がする育児休業等に係る子が、当該組合員の配偶者の子に該当しない者
- 二 その他前号に掲げる者に準ずる者として組合が認める者

(法第七十条の三第二項第三号の総務省令で定める休業)

第一条の五の八 法第七十条の三第二項第三号の総務省令で定める休業は、人事院規則一五一―一四

(職員の勤務時間、休日及び休暇)第二十二條第一項第七号及び人事院規則一五一―一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)第四條第一項第十一号に掲げる場合における休暇その他これらに相当

(法第七十条の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして総務省令で定める場合)

第二条の五の五 〔同上〕

一 法第七十条の二第一項に規定する育児休業等(以下この条及び次条において「育児休業等」という。)に係る子について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育(以下この号において「保育所における保育等」という。)の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合(速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものと組合が認める場合に限る。)

〔一・三 同上〕

四 育児休業等の申出をした組合員について法第七十条の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

〔イ・ロ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき(同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

〔2 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

する休業とする。

(法第七十条の三第二項第四号の総務省令で定める場合)

第二十条の五の九 法第七十条の三第二項第四号の総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 配偶者が日々雇用される者である場合

二 配偶者が期間を定めて雇用される者である場合であつて、その養育する子の出生の日(出産

予定日前に当該子が出生した場合)にあつては、当該出産予定日) から起算して五十六日を経過

する日の翌日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかである場合

三 配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織す

る労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がな

いときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、法第七十条の二第二項に規

定する配偶者育児休業等(以下この号において「配偶者育児休業等」という。)をすることがで

きないものとして定められた労働者に該当する場合であつて、その雇用する事業主とその配偶

者育児休業等の申出を拒まれた場合

四 その他子の出生の日から起算して五十六日を経過する日の翌日までの期間内において当該子

を養育するための休業をすることができないことについてやむを得ない理由があると組合が認

める場合

(法第七十条の三第三項第一号の総務省令で定める場合)

第二十条の五の十 法第七十条の三第三項第一号の総務省令で定める場合は、組合員が取得する育児

休業等であつて、育児休業手当金が支給されるものを合計二回以上する場合とする。

(法第七十条の三第三項第一号の総務省令で定める場合)

第二十条の五の十一 法第七十条の三第三項第二号の総務省令で定める場合は、その養育する一歳に

満たない子について、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業期間が始まつたことにより、当該申出

に係る休業をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業期間が終了する日(当該産

前産後休業期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出生した子に係る新たな育児休

業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日) までに、当該産

前産後休業期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

二 育児休業等の申出をした組合員について介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業

等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休

業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合

イ 死亡したとき。

ロ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

三 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当

該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が

終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

当するに至つた場合

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組員と同居しないこととなつたとき。

ハ 民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

四 育児休業等の申出に係る子の養育を行っている配偶者が死亡した場合

五 前号の配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態になつた場合

六 婚姻の解消その他の事情により第四号の配偶者が当該育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなつた場合

七 育児休業等の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、十四日以上

上の期間にわたり世話を必要とする状態になつた場合

八 育児休業等の申出に係る子について、保育所における保育等の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

九 育児休業等の申出をした日以後も引き続き当該育児休業等をする場合（出向をした日以後も引き続き組員であるときに限る。）

（法第七十条の五第一項の総務省令で定める勤務）

第二十条の五の十二 法第七十条の五第一項の総務省令で定める勤務は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十條第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第十九條

第一項に規定する部分休業（その初日及び末日を明らかにして承認を請求したものに限る。）が承認された期間における勤務並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一條の十

二第一項に規定する育児時短就業その他これらに相当する勤務（以下この条及び次条において「育児時短勤務」という。）とする。ただし、その期間の末日（その事業主に申し出ることによつて変更された場合にあつては、その変更後の日とし、第一号又は第二号に該当する場合にあつては、その前日とする。）までに、次の各号に掲げる事由に該当することとなつた場合には、当該事由に該当することとなつた日（第三号又は第四号に該当する場合にあつては、その前日）後

は、育児時短勤務手当金は、支給しない。

一 子の死亡その他の組員が育児時短勤務に係る子を養育しないこととなつた事由として組合が認める事由が生じたこと。

二 育児時短勤務に係る子が二歳に達したこと。

三 育児時短勤務の申出をした組員について、産前産後休業、介護休業又は育児休業等をする期間が始まつたこと。

四 育児時短勤務の申出をした組員について、新たな育児時短勤務をする期間が始まつたこと。

（法第七十条の五第四項第一号の総務省令で定める率）

第二十条の五の十三 法第七十条の五第四項第二号の総務省令で定める率は、第一号に掲げる額から

〔新設〕

〔新設〕

第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一 育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額

二 法第七十条の五第三項に規定する支給対象月に支払われた報酬の額

三 第一号に掲げる額に百分の一を乗じて得た額にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額

ロ 第一号に掲げる額に百分の十を乗じて得た額

(法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等)

第二条の十一 法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものは、地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号。次項において「政令第二百七十四号」という。)第二条の三第一項に規定する者若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第二十条の二に規定する警察官若しくは人事院規則一六〇(職員の災害補償)(次項において「規則一六〇」という。)第三十二条の表以外の部分に規定する者にそれぞれ該当する職員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)第二条に規定する国際緊急援助活動(次項において「国際緊急援助活動」という。)若しくは当該活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整若しくは情報の収集に従事する職員及び国の職員(法第四百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。)とする。

2 法附則第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものは、前項に規定する職員の区分に応じ、政令第二百七十四号第二条の三第二項の表の下欄若しくは規則一六〇第三十二条の表の下欄に掲げる職務又は国際緊急援助活動若しくは当該活動に従事する職員の派遣が見込まれる地域において行う調整若しくは情報の収集とする。

(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)

第十一条の七の二 法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十五項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

〔四〇八 略〕

(旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用の負担)

第二十七条 施行日前に旧町村職員恩給組合(法附則第四条に規定する旧町村職員恩給組合をいう。以下この条において同じ。)を組織していた市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、当該市町村が負担する。この場合において、当該市町村は、毎年度、当該年度の前年度の当該給付の支払に要する費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員(長期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額を市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

(法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等)

第二条の十一 法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定めるものは、地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号。次項において「政令第二百七十四号」という。)第二条の三第一項に規定する者若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第二十条の二に規定する警察官若しくは人事院規則一六〇(職員の災害補償)(次項において「規則一六〇」という。)第三十二条の表以外の部分に規定する者にそれぞれ該当する職員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号。次項において「緊急援助法」という。)第二条各号に掲げる活動に従事する職員及び国の職員(法第四百四十二条第一項に規定する国の職員をいう。)とする。

2 法附則第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものは、前項に規定する職員の区分に応じ、政令第二百七十四号第二条の三第二項の表の下欄若しくは規則一六〇第三十二条の表の下欄に掲げる職務又は緊急援助法第二条各号に掲げる活動とする。

(法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業)

第十一条の七の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第十九条第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

〔四〇八 同上〕

(旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用の負担)

第二十七条 施行日前に旧町村職員恩給組合(法附則第四条に規定する旧町村職員恩給組合をいう。以下この条において同じ。)を組織していた市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、当該市町村が負担する。この場合において、当該市町村は、毎年度、当該年度の前年度の当該給付の支払に要する費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額を市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	「2」5 略	「2」5 同上
--	--------	---------

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

(令和七年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和七年度において負担すべき金額は、令和七年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十四・三
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の二十六・九
- 三 町村の議会の議員 百分の二十六・九

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和七年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和七年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和七年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和七年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和七年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならぬ。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和七年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和七年八月

改正前

附則

(令和六年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七條第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和六年度において負担すべき金額は、令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十六・三
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の二十九・三
- 三 町村の議会の議員 百分の二十九・三

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和六年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和六年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならぬ。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和六年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和六年八月

備考 表中の「」の記載は注記である。	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和七年十一月
	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和八年二月
	「同上」	令和六年十一月
	「同上」	令和七年二月

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

第二条 施行日前に地方公務員等共済組合法（次項において「法」という。）第七十条の二第一項に規定する育児休業等（以下この項において「育児休業等」という。）を開始した組合員であつて、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして、改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（次項において「改正後規則」という。）第二条の五の七から第二条の五の十一までの規定を適用する。

2 施行日前に法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務（以下この項において「育児時短勤務」という。）を開始した組合員であつて、施行日において現に当該勤務をしているものについては、施行日を当該組合員が育児時短勤務を開始した日とみなして、改正後規則第二条の五の十二及び第二条の五の十三の規定を適用する。